

令和6年玉村町議会第3回定例会会議録第4号

令和6年9月17日（火曜日）

議事日程 第4号

令和6年9月17日（火曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 陳情の審査報告
 - 日程第 2 認定第 1号 令和5年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 3 認定第 2号 令和5年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 4 認定第 3号 令和5年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 5 認定第 4号 令和5年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 6 認定第 5号 令和5年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 7 認定第 6号 令和5年度玉村町水道事業会計決算認定について
 - 日程第 8 認定第 7号 令和5年度玉村町下水道事業会計決算認定について
 - 日程第 9 開会中における所管事務調査報告
 - 日程第10 閉会中における所管事務調査の申出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情の審査報告
- 日程第 2 認定第 1号 令和5年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和5年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和5年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和5年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和5年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和5年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 令和5年度玉村町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 9 開会中における所管事務調査報告
- 日程第10 閉会中における所管事務調査の申出
- 追加日程第1 議案第56号 令和6年度玉村町一般会計補正予算（第5号）
- 追加日程第2 議案第57号 財産の取得について
- 追加日程第3 議案第58号 財産の取得について

- 追加日程第4 議案第59号 財産の取得について
- 追加日程第5 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第6 同意第3号 教育委員会委員の任命について

出席議員（12人）

1番	羽 鳥 光 博 君	2番	堀 越 真由子 君
3番	松 本 幸 喜 君	4番	笠 原 則 孝 君
5番	小 林 一 幸 君	6番	月 田 均 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	三 友 美恵子 君
9番	高 橋 茂 樹 君	10番	浅 見 武 志 君
12番	新 井 賢 次 君	13番	石 内 國 雄 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	鈴 木 寛 史 君	総 務 課 長	齋 藤 善 彦 君
企 画 課 長	関 根 伸 行 君	税 務 課 長	貫 井 利 行 君
健康福祉課長	岡 田 寛 子 君	子ども育成課長	今 井 理 恵 子 君
住 民 課 長	丸 山 智 志 君	環境安全課長	齋 藤 博 君
経済産業課長	平 野 敏 行 君	都市建設課長	原 田 英 樹 君
上下水道課長	上 村 明 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	関 根 聡 子 君
学校教育課長	青 木 栄 二 君	生涯学習課長	畑 中 哲 哉 君

事務局職員出席者

議会事務局長	齋 藤 恭	局長補佐	萩 原 穰
庶務係兼 議事調査係	重 田 智 美		

○開 議

午後2時30分開議

◇議長（石内國雄君） 着席願います。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○発言の訂正

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長より、堀越議員の一般質問に対する答弁の訂正を求められておりますので、発言を許します。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） では、お時間を頂戴しまして、一般質問での答弁に一部誤りがございましたので、訂正させていただきます。

堀越議員の一般質問、1番の新型コロナワクチン接種における副反応の周知についてというところで、コロナワクチンの副反応についての詳しい情報提供の要望はなかったかという質問に対してないという回答をしました。私の確認不足で申し訳なかったのですが、令和3年度からワクチン接種が始まって以降、もっと詳しい情報提供をしてほしいというお声を数件いただいております。そのようなお声を受けて、接種券等の個別通知に記載している副反応の説明については、説明文にQRコードをつけて、さらに詳しく書かれている厚労省のホームページが閲覧できるような形に変えたという経緯がございました。以上、訂正しておわびいたします。

以上です。



○日程の追加について

◇議長（石内國雄君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付しました6議案が提出されました。

本日午前11時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することが決定いたしました。

お諮りいたします。

追加6議案について、本日の日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、追加6議案を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 陳情の審査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第1、陳情の審査報告について。

陳情受理番号2、地方財政の充実・強化に関する意見書採択についての陳情につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長の審査報告を求めます。

小林一幸総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 小林一幸君登壇〕

◇総務経済常任委員長（小林一幸君） 陳情の審査報告をさせていただきます。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

受理番号2、受理年月日、令和6年7月31日。

件名、地方財政の充実・強化に関する意見書採択についての陳情。

陳情者、または代表者、住所・氏名、群馬県伊勢崎市中央町30-4、日本労働組合連合会群馬県連合会、伊勢崎地域協議会議長、宮下和夫。

審査結果、不採択とすべきもの。

それでは、報告させていただきます。陳情受理番号2、地方財政充実・強化に関する意見書採択についての陳情の審査報告。

陳情趣旨。地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口の減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度政府予算または地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏みだし、日本全体として求められる賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう求められます。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

詳細につきましては、お読みいただければと思います。

審査経過。意見を求めた結果、1名の委員から採択すべきものとする意見があり、1名の委員から趣旨採択とすべきものとする意見があり、3名の委員から不採択とすべきものとする意見がありました。

なお、審査経過は、以下に記載するとおりということで、委員からの主な意見、新井委員、地域ごとの実情に応じた慎重な政策判断と補完策の設計が求められているというようなことは、いろいろな課題が多いということで、これを町の議会として採択することは難しいということで不採択と考える。

松本委員、地方がある程度行政サービスを一般住民に提供できるようなレベルの人員を確保するためには、財源確保というのはどうしても必要だと思うので、採択すべきである。

高橋委員、これだけの項目を具体的に書いたり、これを議会として理解していることになるかと思うので、不採択と考える。

三友委員、地方がいろいろやるのに対して大変であるということは私は認めたいと思うので、趣旨採択と考える。

笠原委員、あまりにも現実的ではないため不採択と考える。

表決。本陳情は採決の結果、不採択とすべきものとなりました。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 総務経済常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本陳情に対する討論を求めます。

総務経済常任委員長の審査報告は不採択とするものです。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本陳情に対する表決を行います。

総務経済常任委員長の審査報告は不採択とするものです。委員長の報告のとおり不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

◇
○日程第2 認定第1号 令和5年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第3 認定第2号 令和5年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第3号 令和5年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第4号 令和5年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第5号 令和5年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第6号 令和5年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第8 認定第7号 令和5年度玉村町下水道事業会計決算認定について

◇議長（石内國雄君） 日程第2、認定第1号 令和5年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第8、認定第7号 令和5年度玉村町下水道事業会計決算認定についてまでの7議案を一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第2、認定第1号から日程第8、認定第7号までの7議案を一括議題とすることに決定しました。

認定第1号から認定第7号までの7議案につきましては、決算特別委員会に付託となっておりますので、決算特別委員長の審査報告を求めます。

小林一幸決算特別委員長。

〔決算特別委員長 小林一幸君登壇〕

◇決算特別委員長（小林一幸君） それでは、本委員会における審査結果報告を行います。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

認定第1号 令和5年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定については、議決の結果、認定、内容は妥当なものと認める。

認定第2号 令和5年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、議決の結果、認定、内容は妥当なものと認める。

認定第3号 令和5年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、議決の結果、認定、内容は妥当なものと認める。

認定第4号 令和5年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、議決の結果、認定、内容は妥当なものと認める。

認定第5号 令和5年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、議決

の結果、認定、内容は妥当なものと認める。

認定第6号 令和5年度玉村町水道事業会計決算認定については、議決の結果、認定、内容は妥当なものと認める。

認定第7号 令和5年度玉村町下水道事業会計決算認定については、議決の結果、認定、内容は妥当なものと認める。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 決算特別委員長の審査報告を終了いたします。

これより決算特別委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で決算特別委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより討論、表決に移ります。

討論、表決は各会計別に行います。

最初に、日程第2、認定第1号 令和5年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第3、認定第2号 令和5年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第4、認定第3号 令和5年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第5、認定第4号 令和5年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第6、認定第5号 令和5年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7、認定第6号 令和5年度玉村町水道事業会計決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第8、認定第7号 令和5年度玉村町下水道事業会計決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

◇

○日程第 9 開会中における所管事務調査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第 9、各常任委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会議規則第 7 7 条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。



○日程第 10 閉会中における所管事務調査の申出

◇議長（石内國雄君） 日程第 10、閉会中における所管事務調査の申出を議題といたします。

各委員長から玉村町議会議規則第 7 3 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。



○追加日程第 1 議案第 5 6 号 令和 6 年度玉村町一般会計補正予算（第 5 号）

◇議長（石内國雄君） 追加日程第 1、議案第 5 6 号 令和 6 年度玉村町一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 5 6 号 令和 6 年度玉村町一般会計補正予算（第 5 号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に 9 1 3 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 3 0 億 2, 7 6 2 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

初めに、歳出の補正内容でございますが、町税過誤納等還付金につきまして、当初予算に不足が生じる見込みであるため、年度末までの不足見込額を追加するほか、国民健康保険特別会計につきましては、国民健康保険税の税率等を検討するに当たり、国民健康保険事業の運営に関する協議会の開催回数が増える見込みであるため、不足分の委員報酬を追加するものでございます。

次の排水路管理事業につきましては、直近の相次ぐ豪雨により角淵地内の排水路や上福島地内の高橋川において、護岸の一部が崩れてしまったため、応急的な護岸の仮修復を行うほか、その他の排水路につきましても、必要な補修を行うものでございます。

なお、歳入につきましては、前年度繰越金を予定しております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案理由が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 4ページ、住民税賦課ということで、町税過誤納等還付金とあるのですが、今回のこの還付金は過納と誤納とあるかと思うのですが、全てが過納ということによろしいのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 税務課長。

〔税務課長 貫井利行君発言〕

◇税務課長（貫井利行君） お答えいたします。

こちらについては、まだ今後見込まれるということで、過納であるかということは全て過納ということではありませんので、その辺をお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○追加日程第2 議案第57号 財産の取得について

○追加日程第3 議案第58号 財産の取得について

○追加日程第4 議案第59号 財産の取得について

◇議長（石内國雄君） 追加日程第2、議案第57号 財産の取得についてから追加日程第4、議案

第59号 財産の取得についてまでの3議案を一括議題としたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第2、議案第57号から追加日程第4、議案第59号までの3議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第57号 財産の取得についてから議案第59号の財産の取得についてまでの3議案について一括してご説明申し上げます。

本案は、平成27年度、令和2年度及び令和6年度の3か年において、議会の議決を経ずに小学校の教科用図書改訂に伴う教師用教科書及び教師用指導書を取得したことについて、議会の追認を得ようとするものでございます。

購入金額についてですが、議案第57号の平成27年度では996万6,215円、議案第58号の令和2年度では711万4,179円、議案第59号の令和6年度では1,425万8,497円となっております。

契約の方法及び相手方につきましては、いずれも特命随意契約により、群馬県前橋市駒形町159番地3、有限会社岡崎書店取締役、岡崎紘一から購入いたしました。

本財産の取得に当たりましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるべきものでございましたが、議決対象との認識に欠けていたため、議会の議決を経ずに取得してしまったものでございます。

このような事態を招いてしまったことにつきまして、大変申し訳なく深くおわび申し上げます。今後は、財産の取得基準の周知や契約手続におけるチェック体制の強化を図り、再発防止に努める所存です。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

追加日程第2、議案第57号 財産の取得について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第3、議案第58号 財産の取得について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第4、議案第59号 財産の取得について、これより本案に対する質疑を求めます。

10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 本当だったら、3つの議案の提案のときに総括質疑があれば質問したかったのですが、これ3回やっておりますが、金額の違いがちょっと気になりまして、平成27年のときは996万円、次令和2年のときは711万円、今回の令和6年のとき、4年に一度やっているので、金額が倍ぐらいになっているのですが、これはどういうことで、全協のときにも説明なかったので、その違いを教えていただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

特に令和6年度につきましては、デジタル化が進みまして、デジタル教科書の値段の部分がこちらにプラスになっております。紙での指導書以外にデジタルの部分の指導書という、そういったデジタル化したもので、先生が使う教科書という形のもの追加されているので、こちらについてはほぼ倍ぐらいの形になってしまっているというのが現状です。平成27年度から令和2年度のところでの違いというものについては、これにつきましては、平成27年度につきましては全部の先生に対して、担任の先生に対して同じものを渡していたのですが、令和2年のときにつきましては、2クラスある場合については赤刷りの教科書については全員配付、ただしちょっと厚めの研究編であったり資料編だったりするものについては、学年で1冊という形での対応という形でここは減らしてあります。そういった形で金額の違いが出てきているということになります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 議案第59号でございます。渋川市と伊勢崎市が、この件で新聞紙上で大変たたかれておまして、玉村町はないかなと思っておりましたらば、今回こういった議案が出てまいりまして、介護保険の税金の取扱いについても、同じように玉村町はないかなと思ったら出てまいりまして、今回こういったところで議案が上程されたわけでございますけれども、町長の説明ですと、議決議案に対する金額の認識が不足していたというようなことですが、諸物価高騰の折、物価高騰に事務作業のほうが金額がアップしたということで追いつかないので、実は議決を求めなかったことで、他の市はそんな理由を説明していましたが、今浅見議員の質問に答えているか、一部かもしれませんけれども、物価高騰による対応というか、こういうことで失念したということはあるか、原因として。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

物価高騰につきまして、値段が上がっているということについてはありますが、今回の場合につきましては、各学校ごとという形での予算のつけ方という形で、こちらとすると認識の面で間違っていた認識だったということで、今回こういった形で提案をさせていただきたいという形になります。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○追加日程第5 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

◇議長（石内國雄君） 追加日程第5、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

平成30年11月から固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております内田元光様におかれましては、この10月31日に任期が満了となります。内田様には、長きにわたり町行政にご尽力いただき、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

本案につきましては、その後任といたしまして、飯倉349番地5にお住まいの齋藤修一様を選任いたしたく、ご提案させていただくものであります。

齋藤様におかれましては、人格はもちろんのこと、玉村町役場に長年勤務され、総務課、都市計画課、税務課などで勤務されました。平成29年度から4年間、税務課長を経験されており、行政経験が豊富で、固定資産税についても精通され、適任者であると考えております。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に同意することに決しました。



○追加日程第6 同意第3号 教育委員会委員の任命について

◇議長（石内國雄君） 追加日程第6、同意第3号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 同意第3号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現在の教育委員であります木暮朱美様が9月30日をもちまして教育委員の任期が満了となります。木暮様には、この4年間、教育行政のみならず、町政全般にわたり、大変ご尽力いただき、町の発展に寄与されましたこと、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

本案につきましては、その後任といたしまして、上茂木634番地3にお住まいの内田美智子様を任命いたしたく、ご提案させていただくものでございます。

内田様の経歴につきましては、昭和49年に浦和市役所へ入職され、2年間保育園に勤務されました。その後、昭和51年には高崎市役所へ入職し、公立保育所へ勤務されました。平成21年には、滝川保育所長、平成23年には箕郷第一保育園長として勤務され、平成26年に定年退職されております。退職後は、高崎市井野児童館長を経て、現在は高崎市おもちゃの図書館に勤務されております。また、平成28年より民生児童委員として活動されており、現在は副会長職を担っておられます。このほか、婦人消防隊、中学校本部PTA役員なども経験されており、地域の貢献及び町の福祉行政にご尽力をいただいております。

内田様は、これまで長年にわたり保育所、児童館等の勤務を経験されており、人格、知識、経験から、教育委員として適任であると考えております。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に同意することに決定しました。

_____ ◇ _____

◇議長（石内國雄君） 暫時休憩します。

午後3時5分休憩

午後3時5分再開

◇議長（石内國雄君） 再開いたします。

_____ ◇ _____

○教育委員会委員挨拶

◇議長（石内國雄君） ただいま教育委員会委員の任命に同意されました内田美智子氏が議場に見えておりますので、ご挨拶をいただきたいと思っております。

〔教育委員会委員 内田美智子君登壇〕

◇教育委員会委員（内田美智子君） 皆様、こんにちは。このたび、議会の皆様のご賛同を得まして、教育委員に就任することになりました上茂木の内田美智子でございます。ご同意いただきましたことに対しまして、心より感謝申し上げますとともに、その責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いで

ございます。

私は、乳幼児の保育の仕事を長い間やってきました。現在は、発達に心配のある子供がたくさんのおもちゃを使って親子で遊ぶおもちゃの図書館というところに、パートで時々勤務しております。少しずつ勤務時間は少なくなりました。また、先日は上陽小学校にて、インクルーシブ教育の授業に民生委員として参加し、上陽地区の児童と話し合い、触れ合いを持ってまいりました。

微力ではありますが、玉村町の子供のために力を尽くしていきたいと思っております。どうぞ何とぞよろしくお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 内田美智子氏には、教育委員会委員として玉村町の教育行政のため大いに活躍されますようご期待申し上げます。本日は、お忙しいところご苦勞さまでした。

◇議長（石内國雄君） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 7 分休憩

午後 3 時 8 分再開

◇議長（石内國雄君） 再開いたします。

○字句等整理委任について

◇議長（石内國雄君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第 4 5 条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○町長挨拶

◇議長（石内國雄君） 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 令和 6 年玉村町議会第 3 回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

さて、10月1日から、AIを活用したデマンド乗合タクシーたまGOの運行を開始します。デマンド運行の導入に当たり、町民の皆様にはこれまでも丁寧な説明を行い、新しい方式への不安の解消

に努めてまいりましたが、いよいよこれから開始となりますので、議員の皆様にもご理解とご協力を賜りながら、利用の促進を図ってまいりたいと考えております。

今後、高齢化社会や移住定住の促進を考えたときに、全ての住民が移動に困らない環境をつくるため、より利用者のニーズに柔軟に対応できるデマンド交通の導入は、時機を捉えたものと考えております。導入後の利用状況を見極めた上で、引き続き公共交通の総合的な再編を進めてまいります。

さて、本定例会は9月2日に開会され、本日までの16日間、当初の28議案並びに追加の6議案を慎重にご審議いただき、全ての議案につきましてご議決、ご承認を賜り、厚く御礼申し上げます。令和5年度の決算認定につきましては、それぞれの会計において、貴重なご意見、ご提言をいただきましたので、今後の執行に当たり十分留意してまいりたいと思います。

また、一般質問において、議員の皆様方よりご指摘、ご提言いただきましたことにつきましても、十分その意を酌み、今後の行政執行に役立ててまいりたいと考えております。

結びに、今年の夏も記録的な猛暑となり、今も残暑厳しい日が続いております。皆様方には健康に十分留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。



○議長挨拶

◇議長（石内國雄君） 令和6年玉村町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は9月2日に開会し、本日までの16日間にわたり、令和6年度の補正予算等の重要な議案、また令和5年度の決算認定において活発な審議がなされるとともに、一般質問においても10名の議員が様々な観点から町政全般をただし、意義ある議会となりました。改めて感謝申し上げます。

結びに当たり、町長をはじめ職員各位には、議会から、また議員各位からの意見等を十分尊重され、今後のまちづくりに反映されますことを要望とするとともに、住民福祉増進のため、その重責を全うされますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。



○閉 会

◇議長（石内國雄君） これをもちまして、令和6年玉村町議会第3回定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

午後3時12分閉会